

初任給調整手当細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和4年10月19日学長裁定)

### 初任給調整手当細則の一部を改正する細則

初任給調整手当細則（平成16年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。  
※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略) (支給できない場合)</p> <p>第4条 初任給調整手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給しない。ただし、給与規程第19条第1項第2号に規定する初任給調整手当は、第1号の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程（平成16年旭医大達第166号）第5条の規定に基づく育児休業又は第15条の2の規定に基づく出生時育児休業をしている場合</p> <p><u>附 則</u> <u>この細則は、令和4年10月19日から施行し、改正後の第4条第3号の規定は、令和4年10月1日から適用する。</u></p> <p>別紙様式（第2条関係） (略)</p> <p>【改正理由】 新設される出生時育児休業に対応するため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略) (支給できない場合)</p> <p>第4条 初任給調整手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給しない。ただし、給与規程第19条第1項第2号に規定する初任給調整手当は、第1号の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 旭川医科大学職員育児休業・介護休業規程（平成16年旭医大達第166号）第5条の規定に基づく育児休業をしている場合</p> <p>別紙様式（第2条関係） (略)</p>